

行政課関係資料

第30次地方制度調査会について

1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府(現:内閣府)に設置。

第30次地方制度調査会の第1回総会では、まず総務省で検討されている地方自治法改正案を早急に審議することとされ、第2回総会において「地方自治法改正案に関する意見」がとりまとめられた。第3回総会では、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体のあり方」について、今後、審議を進めていくこととされ、第26回専門小委員会において「大都市制度についての専門小委員会中間報告について」がとりまとめられた。

※ 開催状況:総会4回(H23.8.24、12.15、H24.1.17、H25.2.27)、専門小委員会28回(おおむね月2回のペースで開催)

2. 委員 (任期: H23.8.24~H25.8.23)

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員 H25. 2. 27 時点		総会(全委員が出席)		臨時委員	
【学識経験者 18名】		【国会議員 6名】		中尾 修 (財)東京財団研究員 林 文子 横浜市長 (臨時委員 2名)	
石原 俊彦	関西学院大学教授	うえの 賢一郎	衆議院議員		
伊藤 正次	首都大学東京教授	大島 敦	衆議院議員		
岩崎 美紀子	筑波大学教授	土屋 正忠	衆議院議員		
★碓井 光明	明治大学教授	松浪 健太	衆議院議員		
江藤 俊昭	山梨学院大学教授	谷川 秀善	参議院議員		
太田 匡彦	東京大学教授	柳 澤 光	参議院議員		
大貫 公子	行政相談委員				
○畔柳 信雄	(株)三菱東京UFJ銀行相談役	【地方六団体 6名】			
小齋 藤裕	弁護士	山田 啓二	京都府知事(全国知事会会長)		
齋藤 誠	東京大学教授	山本 教和	三重県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)		
田中 里沙	(株)宣伝会議取締役編集室長	森 民夫	新潟県長岡市長(全国市長会会長)		
辻 琢也	一橋大学教授	関谷 博	山口県下関市議会議長(全国市議会議長会会長)		
中村 廣子	新宿区中里町町会会長、新宿区町会連合会常任理事	藤原 忠彦	長野県川上村長(全国町村会会長)		
◎西尾 勝	(公財)後藤・安田記念東京都市研究所理事長	高 橋 正	群馬県榛東村議会議長(全国町村議会議長会会長)		
林 知更	東京大学准教授				
林 美香子	キャスター・慶應義塾大学特任教授				
林 宜嗣	関西学院大学教授				

(委 員 30名) (◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

3. 諮問事項

- ・議会のあり方を始めとする住民自治のあり方 → 地方自治法改正法を平成24年9月5日に公布
- ・我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方 → 「大都市制度についての専門小委員会中間報告」をとりまとめ(平成24年12月20日)
- ・東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方 → 平成25年1月以降、審議中

大都市制度についての専門小委員会中間報告について

(平成24年12月20日 第30次地方制度調査会第26回専門小委員会)

- 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項の一つである「大都市制度のあり方」について専門小委員会で計21回審議。同年12月20日開催の第26回専門小委員会において、「大都市制度についての専門小委員会中間報告」を取りまとめ。
- 今後、当該中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、残された諮問事項である基礎自治体のあり方と併せて最終的な答申に向けて調査審議を継続予定。(第30次地方制度調査会の委員の任期は、平成25年8月23日まで)

現行制度の見直し

(指定都市制度)

- 「二重行政」の解消
 - ・ 都道府県から指定都市への事務移譲(土地利用、対人サービス等)により事務処理の主体を極力一元化することを検討。まとまった財政負担が生じる場合、税源の配分も含めた財政措置を検討
 - ・ 指定都市と都道府県が同種の任意事務等について調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みを検討
- 都市内分権、住民自治強化 (特に人口が非常に多い指定都市)
 - ・ 区の役割の拡充、区長の独自の権限(人事・予算等)を検討
 - ・ 区長を市長が議会同意を得て選任することを検討
 - ・ 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会の設置を検討

(中核市、特例市制度)

- ・ 両制度を統合し、人口20万以上で保健所を設置すれば中核市となるようにすることを検討
- ・ 条例による事務処理特例制度について、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようにするための方策を引き続き検討
- ・ 地方の拠点である中核市・特例市等の担うべき役割・財政措置、自治体間の柔軟な連携を可能とする仕組みについて検討

(都区制度)

- ・ 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

新たな大都市制度

(特別区の他地域への適用)

〔大都市地域特別区設置法〕上の協議事項である事務分担、税源配分、財政調整等の留意点を示すもの

- ・ 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意
- ・ 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意
- ・ 税財源は、道府県・特別区の仕事の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する仕事や特別区の規模によっては、調整3税以外の調整財源が必要となる場合があることに留意
- ・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本に検討

(特別市(仮称))

- ・ 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- ・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要
- ・ まずは都道府県から指定都市への仕事と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

(大都市圏域の調整)

- ・ 三大都市圏において、大都市圏域にわたる行政課題(交通体系整備、防災対策等)に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の枠組みを設けることについて引き続き検討

地方自治法施行令等の一部を改正する政令について

- 地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)により地方自治法等が改正されたこと、また、第30次地方制度調査会において地方自治法改正案に関する意見がとりまとめられたことを踏まえ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等について所要の改正を行う。(平成25年2月6日公布、同年3月1日施行)

【政令の概要】

(1) 署名収集委任届出書の廃止

条例制定・改廃請求等の直接請求の請求代表者が、署名の収集を委任する場合に、これまで請求代表者が請求先の地方公共団体の長等へ提出することとされていた署名収集委任届出書を、請求代表者の事務負担軽減等の観点から廃止する。

(2) 指定都市における署名収集期間等の延長

指定都市の人口規模や事務処理の態様を踏まえ、指定都市における署名収集期間、署名簿提出期間、本請求期間、本請求補正期間を、都道府県と同様の期間とする。

	都道府県	指定都市(改正案)	市町村(現行)
①署名収集期間	告示日から 2か月以内	告示日から 2か月以内	告示日から 1か月以内
②署名簿提出期間	署名収集期限の翌日から 10日以内	署名収集期限の翌日から 10日以内	署名収集期限の翌日から 5日以内
③本請求期間	署名簿の返付を受けた日から 10日以内	署名簿の返付を受けた日から 10日以内	署名簿の返付を受けた日から 5日以内
④本請求補正期間	5日以内	5日以内	3日以内

(3) 住民投票における投票方法の見直し

議員・長等の解職の住民投票における投票方法について、「賛成」又は「反対」をそれぞれ自書する方法とするとともに、解散・解職の住民投票及び一の普通地方公共団体に適用される特別法の住民投票における投票方法を、記号式で行うことができることとする。

	議員・長等の解職	議会の解散	一の普通地方公共団体に 適用される特別法
現行	・賛成欄又は反対欄に、 議員・長等の氏名を自書	・賛成又は反対を自書	・賛成又は反対を自書
改正案	・賛成又は反対を自書 又は ・賛成欄又は反対欄に○を記入	・賛成又は反対を自書 又は ・賛成欄又は反対欄に○を記入	・賛成又は反対を自書 又は ・賛成欄又は反対欄に○を記入

(4) 特例一部事務組合の制度の創設に伴う規定の整備

特例一部事務組合の制度の創設に伴い必要となる読替規定を整備する。

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令について

- 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成24年法律第80号)の一部の施行に伴い、特別区を設置するための住民投票の手續や特別区の設置の際の経過措置等について政令を制定(平成25年2月27日公布、同年3月1日施行)

【政令の概要】

(1) 特別区を設置するための住民投票の手續

特別区を設置するための住民投票の手續に関し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の準用及び読替えを行うほか、投票の期日、投票権者の範囲、開票立会人等の選任方法、再投票の手續等について定める。

(2) 住民投票に際し公報を発行するための手續

住民投票に際し関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報を発行するための手續に関し、意見掲載の申出手続のほか、意見の掲載方法、公報の配布方法、公報の発行を中止する場合等について定めるため、公職選挙法の準用及び読替えを行う。

(3) 特別区の設置の際の経過措置

特別区の設置の際の経過措置として、特別区の区長が選挙されるまでの間の職務執行者の選任、打ち切り決算、暫定予算の調製及び執行、条例及び規則が制定されるまでの間の従来の条例及び規則の施行、暫定的な選挙管理委員及び教育委員の選任、選挙区を設ける場合の手續、財産処分、事務の承継等について定める。

簡易郵便局の一時閉鎖に伴う受託者募集の協力について

全国に張り巡らされた郵便局ネットワークは、国民の貴重な財産であり、過疎地も含め、あまねく全国において郵便の他、貯金及び保険の金融サービスを提供する国民共有の生活インフラとして維持されることが極めて重要です。

このため、日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第1条により、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする会社として設立され、同法第6条及び同法施行規則（平成19年総務省令第37号）第4条に基づき、郵便局ネットワークの水準が適切に守られるよう郵便局の設置を義務付けられているところです。

しかしながら、郵便局ネットワークの重要な一翼を構成する簡易郵便局（日本郵便株式会社が個人等に郵便窓口業務を委託する郵便局）について、個人受託者の高齢化や農業協同組合の支所統廃合等に伴う契約解除等により、新たな一時閉鎖局が生じています。

日本郵便株式会社では、こうした一時閉鎖局の再開に向けた努力を続けているところですが、地域住民の生活インフラとしての郵便局ネットワークの趣旨を踏まえ、日本郵便株式会社より受託者募集に関する公募案内について協力依頼があった場合には、ウェブサイトや広報誌への掲載等について引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

また、地域住民の要望等に応じて、地方公共団体による受託についてもご検討くださいますようお願いいたします。

【連絡先】

総務省情報流通行政局郵政行政部企画課
担当： 芦田課長補佐、大川原係長
電話： 03-5253-5964
FAX： 03-5253-6253